

熊本市職業訓練施設条例の一部改正について

熊本市職業訓練施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職業訓練施設条例の一部を改正する条例

熊本市職業訓練施設条例(昭和45年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

熊本市事業内高等職業訓練校	1,000円	1,500円	1,500円
---------------	--------	--------	--------

」

を

「

熊本市事業内高等職業訓練校	座学教室	1,000円	1,500円	1,500円
	作業室(A)	1,000円	1,500円	1,500円
	作業室(B)	1,000円	1,500円	1,500円

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和3年7月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提出理由)

熊本市事業内高等職業訓練校の施設区分の見直しに伴い、その使用料に係る規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。